

(様式5)

都 行 第 815 号
令 和 2 年 12 月 3 日

広告代理店 御中
広告主

さいたま市長 清 水 勇 人
(公 印 省 略)

広 告 掲 載 に 係 る 募 集 に つ い て (依 頼)

日頃よりさいたま市政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さいたま市では、本市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載する事業を行っております。

この度、広告媒体に広告を掲載する広告代理店等を募集しますので、参加を希望する場合は、さいたま市広告掲載要綱、さいたま市広告掲載基準をご確認の上、下記により必要書類をご提出くださいますようお願いいたします。

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 広告媒体名称 | 令和3年度さいたま市長寿応援手帳 |
| 2 | 募集内容 | 別紙「広告掲載仕様書」のとおり |
| 3 | 広告主等の
決定方法 | 見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却 |
| 4 | 提出物 | 「見積書」及び「広告掲載申込書兼誓約書」 |
| 5 | 提出期限 | 令和2年12月15日（火）正午まで |
| 6 | 提出先 | さいたま市 都市戦略本部 行財政改革推進部
(さいたま市役所5階)
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 |
| 7 | その他 | 「見積書提出に当たっての留意点」のとおり |

さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部

担 当 : 石川 ・ 江口

電 話 : 048-829-1106

F A X : 048-829-1997

E-Mail : kaikaku@city.saitama.lg.jp

見積書提出に当たっての留意点

1 見積書の提出について

- ① 見積書には、広告代理店手数料、製作費（版下・デザイン）は含まない金額を記載してください。また、見積り提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。
- ② 見積書の金額の訂正は無効となります。訂正のため見積書様式が必要な場合は、お申し出ください。
- ③ 購入希望が無いと認められる見積りについては、無効といたします。
- ④ 金額以外の訂正等を行う場合は、修正液等は使用せず二重線で見え消しにして、訂正印を押してください。
- ⑤ 見積書には押印が必要ですので、御持参いただくか郵送にて御提出ください。また、見積書提出後の変更や撤回はできませんので御了承ください。
- ⑥ 提出期限までに見積書の提出がなかった場合は、購入を希望しないものと判断させていただきます。
- ⑦ 広告掲載申込書兼誓約書を合わせて提出してください。

2 見積り結果について

- ① 見積り金額が同額の場合は、くじ引きにより決定します。
- ② 見積り結果については、提出期限日の翌日（翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日）までに連絡します。

(様式2・見積り合わせ方式用)

広告募集仕様書

○次の広告媒体に広告を掲載する広告主等を次のとおり募集します。なお、決定方法につきましては、見積り合わせの結果、最高額の見積り提出者に売却することとします。

1 広告媒体について

名称	令和3年度さいたま市長寿応援手帳	
発行部数	43,000部	
規格	判型	A6判
	ページ	表紙・表紙裏・裏表紙・裏表紙裏4ページ、本文64ページ
	色	1色(印刷業者と調整)
発行頻度	年1回	
発行日	令和3年2月16日	
配布期間	令和3年3月下旬～令和4年3月31日	
内容	さいたま市シルバーポイント(長寿応援ポイント)事業において、当該事業の登録者に対しポイント管理を行うことを目的に配布する手帳	
対象	長寿応援ポイント登録者(65歳以上)	
配布方法	既登録者(令和元年度末37,816人)については、郵送。 新規登録者については、窓口(区役所高齢介護課)で交付。	
発行元	保健福祉局 長寿応援部 高齢福祉課	
備考		

2 掲載広告について

掲載面・位置	スペース（縦×横）	枠数	色数	最低募集価格 （税込み）
A 6	mm× mm	1 枠	1 色	4 1, 2 5 0 円
A 6	mm× mm	1 枠	1 色	4 1, 2 5 0 円
A 6	mm× mm	1 枠	1 色	4 1, 2 5 0 円
A 6	mm× mm	1 枠	1 色	4 1, 2 5 0 円
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準を遵守してください。 広告掲載料には、広告代理店手数料、制作費（版下・デザイン）は含みません。 死を連想させる内容については、広告掲載できません。 原稿内に「広告」である旨を明記してください。 広告掲載位置の指定はできません。 			
入稿について	<ol style="list-style-type: none"> 完全データにて入稿してください（データ形式：イラストレータ一等、文字はアウトライン化）。詳細は、高齢福祉課が指定する印刷業者と相談して決定すること。 入稿時には出力見本を添えてください。 初稿入稿締切までに初稿を提出し、原稿内容の審査を受けてください。広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 最終入稿締切までに審査が完了した原稿を提出してください。 入稿締切までに原稿の提出がない場合、広告の掲載はできません。その場合でも広告料はお支払いいただきますのでご注意ください。 			
初稿入稿締切	令和 2 年 1 2 月 2 8 日（月）見込			
最終入稿締切	令和 3 年 1 月 1 5 日（金）見込			

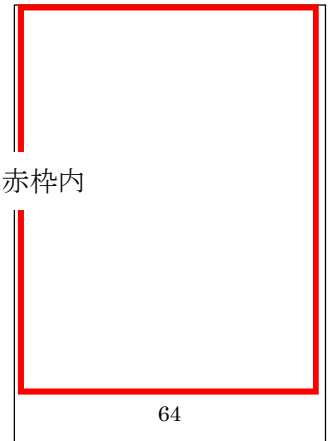
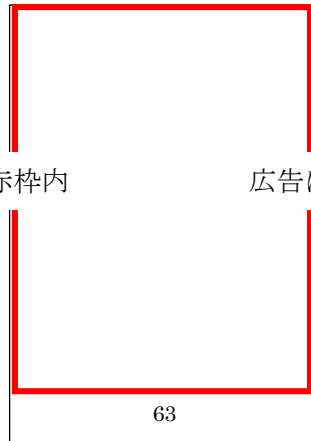
3 申込みについて

申込条件	広告代理店及び広告主
申込方法	<p>広告掲載申込書及び見積書を下記申込先へ送付または封緘のうえご持参ください。</p> <p>複数の枠に広告掲載を希望する場合は、掲載希望枠分の見積書を提出してください。（例：2 枠申込み場合は、見積書を 2 枚提出。※申込書兼誓約書は複数枠希望する場合も 1 部提出。）</p>
申込締切日	令和 2 年 1 2 月 1 5 日（火）正午必着
申込先 （問合せ先）	<p>（担当課名）さいたま市都市戦略本部行財政改革推進部</p> <p>（所在地）〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4</p> <p>（TEL）048-829-1106 （FAX）048-829-1997</p> <p>（Eメール）kaikaku@city.saitama.lg.jp</p>

4 広告掲載イメージ

- 広告の実績なし
- 62～64ページ、裏表紙裏の計4ページ分（見開き2ページ）が広告掲載予定のページとなります。
- 1ページ1枠とし、計4ページの募集です。広告掲載ページの指定はできません。

表紙



※参考（広告掲載面以外のページ）

裏表紙



長寿応援ポイント事業についてのお問い合わせ先

西区役所高齢介護課	☎ 620-2667	FAX 620-2762
北区役所高齢介護課	☎ 669-6067	FAX 669-6167
大宮区役所高齢介護課	☎ 646-3067	FAX 646-3165
見沼区役所高齢介護課	☎ 681-6067	FAX 681-6160
中央区役所高齢介護課	☎ 840-6067	FAX 840-6167
桜区役所高齢介護課	☎ 856-6177	FAX 856-6271
浦和区役所高齢介護課	☎ 829-6152	FAX 829-6238
南区役所高齢介護課	☎ 844-7177	FAX 844-7277
緑区役所高齢介護課	☎ 712-1177	FAX 712-1270
岩槻区役所高齢介護課	☎ 790-0168	FAX 790-0267

● 全国・発行/さいたま市役所高齢介護課 印刷部宛、複製禁止
※この手帳は46,000部作成し、1部あたりの印刷量は23万です。

表紙裏

氏名

住所

生年月日

団体名^①

団体名^②

※成人応援活動の記録は、この手帳で管理していきます。万一紛失されても、シールを再び交付することはできませんのでご注意ください。
※長寿応援手帳は、年度ごとに新しいものをお使いください。

1ページ

さいたま市 長寿応援ポイント事業

事業概要

さいたま市内に住所のある65歳以上の方が、この事業の登録団体で健康づくり等の活動を行ったときにポイントがもらえ、ポイントが一定以上貯まったら、奨励金に交換できます。

☐手帳交付日(年 月 日)
☐手帳再交付日(年 月 日)

新規登録時の5ポイント

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

ポイント交換時の5ポイント

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

※本人が来庁し、新規登録・ポイント交換した場合にポイントを付与します。

2ページ

4月 令和2年

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

4月 /30 累計 /30

3ページ

5月 令和2年

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

5月 /31 累計 /61

34ページ

健康長寿のためのフレイル予防

あなたは大丈夫？「フレイル」セルフチェック

最近体重が減った（1年間で2～3kg程度）

服れやすくなった

慣れず歩く（2kg程度）等を運ぶのが困難になった（筋力の低下）

慣れず歩道や両側の間に落ちるのが難しい

外出する機会が減った（身体の活動性の低下）

3つ以上当てはまるとフレイル。1～2つ当てはまるとフレイル予備軍の可能性がります

フレイルとは、身体ともに、心身の両方が低下し、生活機能低下、認知機能低下、社会参加低下、生活満足度低下、健康寿命短縮、要介護状態、死に至るなどの危険性が高くなる状態です。【からだ】だけでなく、【こころ】や【社会】とも関係しています。

【からだ】
① 体重減少
② 歩行困難
③ 筋力低下

【こころ】
④ 認知機能低下
⑤ 生活満足度低下

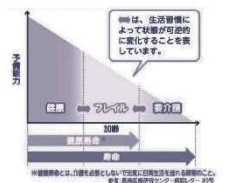
【社会】
⑥ 社会参加低下
⑦ 一人での生活

早期に生活習慣を見直すことで健康な状態に回復することが可能です！

35ページ

フレイルの進行は食い止められます

フレイルは健康と要介護の狭間にある状態で、多くの高齢者はフレイルの状態を経て、要介護状態に至ります（下図参照）。しかし適切な対応によると、新ページにあるセルフチェックで「フレイル」や「要介護」だった人でも、運動や食事などの生活習慣を改善することでフレイルの進行を食い止め、健康な状態に回復できることがわかってきました。心身の両方を鍛えながら強い健康寿命を築くことができ、できることから改善に取り組みましょう。



(様式6)

広告掲載申込書兼誓約書

令和 年 月 日

(あて先) さいたま市長

ふり がな
住 所

ふり がな
氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

さいたま市の広告媒体へ広告を掲載したいので、条件・内容等を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

また、さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準の内容を遵守することを誓約します。

1 広告媒体名称

令和3年度さいたま市長寿応援手帳 (申込枠数_____枠)

2 広告内容

3 業 種

4 その他

さいたま市が市税納付状況調査を行うことに同意します。

5 連絡先

(1) 担当者部署・氏名

(2) TEL

(3) FAX

(4) Eメール

※広告代理店が申込み場合は、2は広告主の名称・広告の内容、3は広告主の業種とすること(広告主が決定していない場合は未定とすること)。

※申込枠数を「1 広告媒体名称」の末尾に記入してください(最大4枠)。なお、見積書は申込枠毎に提出すること(例:2枠申込み場合は、見積書は2枚提出すること)。

(様式7)

見 積 書

1 広告媒体名称 令和3年度さいたま市長寿応援手帳

2 金

額

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

さいたま市広告掲載要綱及びさいたま市広告掲載基準、仕様書等を熟知したので、見積します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名



さいたま市長

(注意事項)

- ・金額は算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- ・複数の枠に申込み場合は、1枠あたりの見積もった金額を記載し、申込み枠分の見積書を提出すること（例：2枠申込み場合は、2枚の見積書を提出すること）。